|  |  |
| --- | --- |
| 地域指定年度 | 平成１９年度 |
| 計画策定年度 | 平成２０年度 |
| 計画変更年度 | 平成２６年度 |
| 計画変更年度 | 令和　２年度 |
| 計画変更年度 | 令和　５年度 |

亀山農業振興地域整備計画書

令和７年３月時点

三 重 県 亀 山 市

目　次

[第１ 農用地利用計画 1](#_Toc410746438)

[１ 土地利用区分の方向 1](#_Toc410746439)

[２ 農用地利用計画 4](#_Toc410746440)

[第２ 農業生産基盤の整備開発計画 5](#_Toc410746441)

[１ 農業生産基盤の整備及び開発の方向 5](#_Toc410746442)

[２ 農業生産基盤整備開発計画 5](#_Toc410746443)

[３ 森林の整備その他林業の振興との関連 5](#_Toc410746444)

[４ 他事業との関連 6](#_Toc410746445)

[第３ 農用地等の保全計画 6](#_Toc410746446)

[１ 農用地等の保全の方向 6](#_Toc410746447)

[２ 農用地等保全整備計画 6](#_Toc410746448)

[３ 農用地等の保全のための活動 7](#_Toc410746449)

[４ 農業用施設の長寿命化 7](#_Toc410746450)

[５ 森林の整備その他林業の振興との関連 7](#_Toc410746451)

[第４ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画 8](#_Toc410746452)

[１ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 8](#_Toc410746453)

[２ 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策 10](#_Toc410746454)

[３ 森林の整備その他林業の振興との関連 10](#_Toc410746455)

[第５ 農業近代化施設の整備計画 11](#_Toc410746456)

[１ 農業近代化施設の整備の方向 11](#_Toc410746457)

[２ 生産基盤、加工・販売に関する計画 14](#_Toc410746458)

[３ ６次産業化に関する計画 14](#_Toc410746458)

[４ 地産地消に関する計画 15](#_Toc410746459)

[５ 農業近代化施設整備計画 16](#_Toc410746460)

[６ 森林の整備その他林業の振興との関連 16](#_Toc410746461)

[第６ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画 17](#_Toc410746462)

[１ 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向 17](#_Toc410746463)

[２ 農業就業者育成・確保施設整備計画 17](#_Toc410746464)

[３ 農業を担うべき者のための支援の活動 17](#_Toc410746465)

[４ 森林の整備その他林業の振興との関連 17](#_Toc410746466)

[第７ 農業従事者の安定的な就業の促進計画 18](#_Toc410746467)

[１ 農業従事者の安定的な就業の促進の目標 18](#_Toc410746468)

[２ 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策 18](#_Toc410746469)

[３ 農業従事者就業促進施設 19](#_Toc410746470)

[４ 森林の整備その他林業の振興との関連 19](#_Toc410746471)

[第８ 生活環境施設の整備計画 20](#_Toc410746472)

[１ 生活環境施設の整備の目標 20](#_Toc410746473)

[２ 生活環境施設整備計画 21](#_Toc410746474)

[３ 森林の整備その他林業の振興との関連 21](#_Toc410746475)

[４ その他の施設の整備に係る事業との関連 21](#_Toc410746476)

[第９ 附図（別添） 22](#_Toc410746477)

１ 土地利用計画図（附図１号）　縮尺：1/25,000

２ 農業生産基盤整備開発計画図（附図２号）　該当なし

３ 農用地等保全整備計画図（附図３号）　縮尺：1/25,000

４ 農業近代化施設整備計画図（附図４号）　該当なし

５ 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図５号）　該当なし

６ 生活環境施設整備計画図（附図６号）　該当なし

７ 農用地利用計画図（附図７号）　縮尺：1/ 5,000

# 農用地利用計画

## 土地利用区分の方向

### 土地利用の方向

本市は、三重県の北部に位置し、北西は鈴鹿連峰により滋賀県と境し、北東に鈴鹿市、南東に津市、南西に伊賀市とそれぞれ隣接し、県内の主要都市である津市や四日市市、鈴鹿市からは20ｋｍ圏内に、名古屋市から約50ｋｍ、大阪から約100ｋｍに位置している。

市域の総面積は約191.04ｋ㎡あり、北西部には、標高500ｍから900ｍ前後の鈴鹿の山々が南北に走り、そこから東方面にかけては、傾斜面の丘陵地や台地が形成され、伊勢平野へと続いている。

地形は、本市の西北方、鈴鹿山地から東南方伊勢湾に向けて全体的に緩やかに傾斜する。西北方の山地部分は傾斜が急であるが、この山地に端を発した安楽川、椋川が鈴鹿川と合流して南部を流れる中ノ川とともに、鈴鹿市内を貫流して伊勢湾へと注いでいる。これら河川の流域は扇状地性低地が開け、この上段に洪積世の砂礫台地がつながっている。これらを挟んで、海抜90～100mの小起伏丘陵地が西北方から東南方にかけて帯状に分布する。

耕地は、これら扇状地性低地を主として水田、砂礫台地を畑地、樹園地として利用している。

耕地は、安楽川、椋川、鈴鹿川及び中ノ川を挟んでその両側に沖積世の灰色低地土壌が分布し、水田として利用されている。その上段に生産力の低い洪積世の残積性未熟土壌が広がり畑地及び樹園地を形成するが、積年の営農努力により、地味は肥沃化している。

市の中央部をＪＲ関西本線が東西に走り、亀山駅から紀勢本線が南に走っており、本市の西部に東名阪自動車道が南北に通り、国道１号は鈴鹿市を経て本市に入り、鈴鹿川に沿って滋賀県・京都府・大阪府に通じる。国道 306号が鈴鹿市を経て、本市を北から南に通っている。

現在、「第２次亀山市総合計画」の基本構想が示す将来都市像「歴史、ひと、自然が心地よい緑の健都　かめやま」の実現をめざすなか、後期基本計画において掲げる農業振興に関する施策を進めているところである。

農業振興地域は、市街地や山林地帯等を除いた約7,237haが指定されている。土地利用の現状は、農用地約2,330.54ha、農業用施設用地約11.5ha、山林原野約2,614ha、その他約2280.96haとなっている。

農業振興地域については、農業生産の場として優良農地の保全・確保を図るとともに、景観形成や保健休養、教育の場として活用を図ることとする。

表　農業振興地域内面積の見通し

（単位　実数：ha、比率：％)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 農用地 | | 混牧林地 | | 農業用施設用地 | | 山林原野 | | その他 | | 計 | |
| 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 | 実数 | 比率 |
| 現　　在 | 2,330.54 | 32.2 | － | － | 11.5 | 0.2 | 2,614.0 | 36.1 | 2280.96 | 31.5 | 7,237.0 | 100 |
| 目　　標  (令和10年度) | 2,308.0 | 31.9 | － | － | 10.9 | 0.1 | 2,614.0 | 36.1 | 2,304.1 | 31.9 | 7,237.0 | 100 |
| 増　　減  (目標－現在) | ▲22.48 |  | － |  | ▲0.6 |  | 0.0 |  | 23.14 |  | 0.0 |  |

#### 農用地区域の設定方針

##### 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地2,330.54haのうち、ａ～ｃに該当する農地約1,841.24haと採草放牧地約38.6haを合わせた約1,879.84haについて農用地区域を設定する方針である。

ａ　10ha以上の集団的に存在する農用地

ｂ　土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く。）の施行に係る区域内にある土地

ｃ　ａ及びｂ以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

　・地域の特産物を生産している農地で産地の形成上確保しておくことが必要な土地

　・国及び県が補助を行わない土地改良事業等の施行に係る区域内にある土地

　・農業生産基盤整備事業の実施が予定されている土地

　・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するため確保する必要がある農地

　・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者や新たに農業経営を営もうとする青年等の担い手の経営地に隣接する一定規模の土地等、将来当該担い手に集積することによって経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地

　・農業経営基盤強化促進法に基づく農地中間管理機構や特定農業法人、特定農業団体が集積することとされている農用地

　・中山間部における耕作放棄の発生を防止するため、中山間地域等直接支払事業の推進等、集落営農により協働して農用地の持つ多目的機能が確保されると期待される農用地

　ただし、ｃの土地であっても、次の土地については、農用地区域には含めない。

(ａ)　周囲を宅地や道路等に分断され、集落内に介在する農用地で、農用地として存続することが困難と認められる農用地

(ｂ)　山間地に散在する農用地など自然的な条件から見て、農業の近代化を図ることが困難と認められる農用地

(ｃ)　国道及び主要幹線沿いで、市街化が進みつつある地域の農用地で農用地として存続が困難な農用地

##### 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要のあるものについては、農用地区域として設定する。

##### 農業用施設についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、１）において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる２ha以上の農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 農業用施設用地の所在 | 位置  （集落名等） | 面積  （ha） | 農業用施設の種類 |
| Ｂ　地　区 | 辺法寺町 | 7 | 畜舎等 |
| 計 |  | 7 |  |

##### 現況山林、原野等についての農用地区域の設定方針

○該当なし

### 農業上の土地利用の方向

#### 農用地等利用の方針

主穀を主体として地域性を活かした生産に各地区で取り組んでいることから、これを継続し、農業生産性の向上をめざす。減少が予想される農用地区域においては特に、各地区の実情に応じて農業生産基盤や近代化施設の維持管理に努め、農地流動化による優良農地の保全や集積化を促進することにより、効率の良い土地利用を推進する。

表　農用地区域面積の見通し

（単位　実数：ha、比率：％)

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 農地 | | | 採草放牧地 | | | 混牧林地 | | | 農業用施設用地 | | | 計 | | |
| 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 | 現況 | 将来 | 増減 |
| 1,841.24 | 1,843.0 | 1.79 | 38.6 | 39.0 | 0.4 | － | － | － | 11.5 | 10.9 | ▲0.6 | 1,891.34 | 1,892.9 | 1.59 |

#### 用途区分の構想

本地域は、地区内の現況田や畑、樹園地等の農地1,841.24ha、採草放牧地38.6ha及び農業用施設用地11.5haについても、農地、採草放牧地及び農業用施設用地として利用を図る。

#### 特別な用途区分の構想

本地域では、特別な用途区分は特に設定しない。

## 農用地利用計画

### 農用地区域

農用地区域は、次の「区域の範囲」の欄に掲げる区域内の土地であって、その現況が農用地等（農業振興地域の整備に関する法律「昭和44年法律第58号」第３条に規定する農用地等をいう。以下同じ。）であるものの区域とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地区名 | 区域の範囲 | 除外する土地 |
|
| Ａ地区  Ｂ地区  Ｃ地区  Ｄ地区  Ｅ地区  Ｆ地区 | 附図１号、７号に示す区域のうち水色・黄色・茶色・黄緑色・桃色で着色した区域 | 法第10条第４項に規定する農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地 |

○附図１号　土地利用計画図

○附図７号　農用地利用計画図

### 用途区分

下表の「地区名」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地区名 | 用途区分 | |
| Ａ地区  Ｂ地区  Ｃ地区  Ｄ地区  Ｅ地区  Ｆ地区 | 田  畑  樹園地  採草放牧地  農業用施設用地 | ： 附図１号、７号に示す区域の内、水色 で着色した土地の区域  ： 附図１号、７号に示す区域の内、黄色 で着色した土地の区域  ： 附図１号、７号に示す区域の内、茶色 で着色した土地の区域  ： 附図１号、７号に示す区域の内、黄緑色 で着色した土地の区域  ： 附図１号、７号に示す区域の内、桃色 で着色した土地の区域 |

# 農業生産基盤の整備開発計画

## 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農産物の品質向上と維持管理経費の節減を図るため、農用地や用排水路、農道、ため池等の生産基盤の強化を計画的に進める。

水田については、水田の機能を活かしつつ、麦、大豆、飼料作物をはじめ畑作物の導入、定着を図るため、地域の営農状況に応じた区画、農道、用排水路整備等の農業生産基盤の整備による水田の汎用化を推進する。

また、各地域の実情を考慮しながら、整備された土地改良施設を適切に維持・更新するとともに、地域自ら実施する小規模土地改良事業等を支援し、生産基盤の強化を促進する。

なお、実施にあたっては、環境との共生を図ることの重要性を踏まえ、良好な自然環境と農業生産環境の調和に配慮する。

##### ア）平坦地域

整備された土地改良施設の適切な維持・更新に引き続き努めるとともに、大型機械の導入を促進する。また、整備された大畑作地帯を有する地区では、物資の輸送と大規模施設の広域的な利用により食料供給基地としての位置づけが今後とも強くなるものと予想される。また、生活排水による農業用水路や河川の汚濁防止の対策として、農業集落排水施設の適切な管理を行い、安全な農業用水の確保を図る。

##### イ）中山間地域

平坦地に流入する河川に沿って細長く形成された農地が多く、団地規模及びほ場の区画も狭小で不整形、さらに傾斜度も大きくなっている。そのため、一部でほ場整備が行われているものの、近代的な大区画ほ場としての整備は見込めない状況である。また、農家の高齢化の進行に伴い、後継者のいない農地の耕作放棄や地域の荒廃と獣害のさらなる深刻化が予想される。

今後は、地域における農作業の効率化や農村集落の活性化を図るとともに、多様な主体の参画により魅力的な農村集落の形成をめざし、地域資源を活かした農業振興に取り組む集落を支援し地域活性化につなげる。また、ＩターンＵターン促進策の検討や後継者・担い手の発掘による推進を図り、地域コミュニティの維持・強化につなげる。

規模が比較的大きく近代的な営農が可能な団地に対しては、大型機械の導入を促進し、分散する農地については農道整備、用排水施設整備を進める等、地域の実情に応じた基盤整備を推進する。また、整備された用排水施設で老朽化の目立つものも見られるため、適切な維持・更新に努めていく。

## 農業生産基盤整備開発計画

　　　○該当なし

## 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は、水源の涵養・土砂災害防止・生態系の維持・保健林養機能・二酸化炭素吸収による地球温暖化防止等の公益的・多面的機能を備えており、農業の生産基盤を守り充実を図る上でも、森林保全が重要である。

そのため、森林が持つ公益的・多面的機能の維持・発揮を図るため、総合的・計画的な森林整備を推進する。

## 他事業との関連

市街地周辺の開発等については、農地の保全等に配慮しながら、総合的な土地の有効利用が図られるように努める。

# 農用地等の保全計画

## 農用地等の保全の方向

本市では、山間部を中心に農業従事者の高齢化・後継者不足等により、農地の維持・管理が難しく、耕作放棄地が増加傾向にある。また、都市化の進行、混在化による農地管理の困難な面が発生している。

今後は、地域の状況に応じた農道整備等の生産基盤強化とあわせ、多面的機能発揮促進事業の活用や担い手への農地集積等により耕作放棄地の発生を防止し、農用地を良好な状態で維持・保全していく。さらに都市住民との交流資源として農地の多面的利用を推進していく。

また、水田率が極めて高く、主穀を主体とした農業が展開しているが、農業用水源として河川かんがいだけでなく農業用ため池に依存する水田も多い。そのため、ため池施設の適切な維持・更新を図り、農地の維持・保全とともに防災対策にも努めていく。

## 農用地等保全整備計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 事業の概要 | 計画地区 | | 計画面積（㎡） | 実績面積（㎡） | 対図番号 |
| 多面的機能支払交付金 | 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動に係る支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する。 | Ｂ地区  Ａ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ｂ地区  Ａ地区  Ｂ地区  Ａ地区 | 井田川・井尻  昼生・三寺  川崎・太森太田  井田川・川合  神辺・山下  川崎・西沖  亀山・野村  亀山・阿野田  神辺・東浦（小野）  中の山  神辺・辺法寺  神辺・野尻福良沖  昼生・下庄（北山）  亀山・住山  昼生・下庄（田井） | 4,000,000 | 284,000  236,200  404,700  380,100  449,000  190,600  184,500  345,200  81,000  682,000  228,700  90,800  213,900  61,000  290,800  計4,122,500 | １  ２  ３  ４  ５  ６  ７  ８  ９  １０  １１  １２  １３  １４  １５ |
| 事業の種類 | 事業の概要 | 計画地区 | | 計画面積（㎡） | 実績面積（㎡） | 対図番号 |
| 中山間地域等直接支払制度 | 条件不利な中山間地域で、集落等で行う農地の維持管理活動を支援し、農業・農村の維持発展を促進する。 | Ｃ地区  Ｃ地区  Ｄ地区  Ｄ地区  Ｅ地区  Ｅ地区  Ｅ地区  Ｅ地区  Ｄ地区  Ｅ地区  Ｅ地区  Ｅ地区  Ｃ地区  Ｄ地区 | 野登・坂本  野登・平尾  白木一色・石場  萩原・山神  北在家・荒沖  中在家・北川原  中在家・西  中在家・南  新所西畑・大師講田  梶ヶ坂・向井  北在家・小山新田  加太市場  北在家・小川  萩原・東久我 | 730,000 | 200,709  141,761  14,621  12,526  28,913  11,212  30,102  25,426  10,621  65,188  21,171  28,511  257,806  14,222  計862,789 | １６  １７  １８  １９  ２０  ２１  ２２  ２３  ２４  ２５  ２６  ２７  ２８  ２９ |

○附図３号　農用地等保全整備計画図

## 農用地等の保全のための活動

農用地を良好な状態で保全管理するためには、まず、将来にわたって経営を継続する担い手に利用管理されることが望ましい。そのため、農地中間管理機構等の活用により認定農業者等への利用集積を促進し、効率的な農用地の利用を進める。また、担い手の確保できない地域にあっても、集落営農組織の育成を進める必要がある。

さらに、耕作放棄の防止、既存の耕作放棄地の解消に向け、耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、多面的機能発揮促進事業や耕作放棄地解消事業等の活用等、農地の適正な管理のための施策を展開する。

有害鳥獣による被害防止を図るため、デジタル技術を活用した新たな鳥獣対策の取入れを視野に入れ、行政と地域関係者が一体となった獣害対策に取り組む。

## 農業用施設の長寿命化

農業用施設については、適切な維持・管理に努めるとともに、計画的な補修等の実施により長寿命化を推進する。

## 森林の整備その他林業の振興との関連

○該当なし

# 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

## 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

### 効率的かつ安定的な農業経営の目標

安全・安心な食料の安定供給をはじめ、多様な価値を提供する農業・農村の役割を踏まえ、本市における農業・農村の健全かつ持続的な発展と農地等の保全と有効利用を図るため、農業者、農業団体等、関係者の積極的かつ創造的な取組を基本とし、意欲ある農業経営体が地域における農業生産の相当部分を担い、効率的かつ安定的な経営をめざして経営改善に取り組む農業構造の確立をめざす。また、こうした経営体に加え、小規模な兼業農家、高齢農家等の家族農業の維持・発展、集落営農の推進や地域資源を生かした付加価値の創出等を通じて、多様な担い手が共生する地域営農体制の構築に取り組む。さらに、経営規模の拡大等を図る農業経営体への農地利用集積を推進するとともに、認定農業者への経済的支援を行う。

中山間地域等育成すべき経営体の確保が困難な地域等においては、地域の実情に即して、地域と調和した適正な農地利用を前提に、集落営農の推進とともに、ＩターンＵターン促進策の検討や後継者・担い手の発掘等を推進し地域農業の維持・発展を図る。また、新たな技術・整備の採用による農作業の効率化、維持管理費の軽減のための地域の実情に合った農業基盤の整備を進める。

このため、新たに農業経営を営もうとする青年等を含めた農業経営体の育成・確保や効率的かつ安定的な土地利用の推進、農業経営の高度化等に向けた各種施策の重点化を図るとともに、関係機関・団体との連携を強化した取組を積極的に進める。

●営農類型ごとの指標

ア）効率的かつ安定的な農業経営の指標

〔個別経営〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農　類　型 | 規模面積（ha） | | 内　　　容 | 労働力  （人） | 育成  目標数 |
| 露地 | 施設等 |
| 主穀中心経営 | 18.0 |  | 水稲8ha、小麦10ha、（大豆10ha） | 3.0 | 16 |
| 水稲・野菜等複合経営 | 7.5 |  | 水稲6ha、野菜等1.5ha | 3.0 | 5 |
| 露地野菜中心経営 | 4.0 |  | 露地野菜4ha | 4.0 | 2 |
| 施設野菜中心経営 |  | 0.7 | ミニトマト等 | 5.0 | 2 |
| 花木中心経営 | 3.2 |  | さつき等3.2ha | 3.5 | 3 |
| 施設花き中心経営 |  | 0.5 | 観葉植物0.5ha | 5.0 | 3 |
| 茶中心経営 | 8.0 |  | 茶園8ha | 2.5 | 12 |
| 果樹 | 1.6 |  | かんきつ等 | 3.0 | 2 |
| 酪農中心経営 |  |  | 経産牛50頭 | 2.5 | 2 |
| 和牛肥育中心経営 |  |  | 肥育牛150頭 | 2.5 | 3 |
| 養豚一貫中心経営 |  |  | 繁殖雌豚100頭 | 2.0 | 1 |
| 採卵鶏中心経営 |  |  | 成鶏50,000羽 | 6.0 | 1 |
| 和牛繁殖経営 |  |  | 繁殖牛50頭 | 2.0 | 2 |

〔組織経営〕

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経　営　類　型 | 規模面積（ha） | | 内　　　容 | 労働力  （人） | 育成  目標数 |
| 露地 | 施設等 |
| 主穀中心経営 | 25 |  | 水稲15ha、小麦10ha、（大豆10ha） | 10.0 | 3 |
| 茶中心経営 | 30 |  | 茶園30ha | 8.0 | 2 |
| 養豚一貫中心経営 |  |  | 繁殖養豚300頭 | 4.0 | 1 |

イ）新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

〔個別経営〕

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 営　農　類　型 | 規模面積（ha） | | 内　　　容 | 労働力  （人） |
| 露地 | 施設等 |
| 主穀中心経営 | 13.0 |  | 水稲 7.0ha、小麦 6ha、（大豆 6ha） | 2.5 |
| 水稲・野菜等複合経営 | 6.8 |  | 水稲 6.5ha、野菜等 0.3ha | 2.5 |
| 露地野菜中心経営 | 0.5 | 0.1 | 露地野菜 0.5ha、施設野菜 0.1ha | 2.5 |
| 施設野菜中心経営 |  | 0.2 | ハウストマト等 | 2.5 |
| 花木中心経営 | 2.0 |  | さつき等 3ha | 2.5 |
| 施設花き中心経営 |  | 0.3 | 観葉植物 0.3ha | 3.5 |
| 茶中心経営 | 10.0 |  | 茶園 10ha | 2.5 |
| 果樹 | 1.0 |  | かんきつ等 | 1.5 |
| 酪農中心経営 |  |  | 経産牛 50頭 | 2.5 |
| 和牛肥育中心経営 |  |  | 肥育牛 100頭 | 2.0 |
| 養豚一貫中心経営 |  |  | 繁殖雌豚 100頭 | 2.5 |
| 採卵鶏中心経営 |  |  | 成鶏 20,000羽 | 3.5 |

### 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地を効率的かつ安定的に活用するため、集落における話し合いや農家相互の協力を基本にして、遊休農地化のおそれのある農用地の円滑な利用調整を図り、効率的かつ安定的な農業経営をめざす意欲ある農業経営体への集積を積極的に進める。

集積にあたっては、農地中間管理機構（三重県農林水産支援センター）が行う農地中間管理事業(貸借)や特例事業(売買等)をはじめ、農用地利用改善事業等の活用を促進し、農業経営体の経営規模拡大、経営安定につなげる。

また、生産性の向上や作業の効率化を図るため、集落における作付けの集団化や経営農地の集約化等を進める。

特に、水田農業については、ブロックローテーション注1による集団麦・大豆作や農業経営体への農地集積とあわせた集落営農促進の中で土地利用調整を進める。

また、増加傾向にある耕作放棄地については、耕作放棄地等の実態把握や農地としての効率的な利用の確保等により、耕作放棄地の発生防止に努める。

注１　ブロックローテーション：田畑輪換の一[形態](http://kotobank.jp/word/%E5%BD%A2%E6%85%8B)であり、[地域](http://kotobank.jp/word/%E5%9C%B0%E5%9F%9F)内の[水田](http://kotobank.jp/word/%E6%B0%B4%E7%94%B0)を数[ブロック](http://kotobank.jp/word/%E3%83%96%E3%83%AD%E3%83%83%E3%82%AF)に[区分](http://kotobank.jp/word/%E5%8C%BA%E5%88%86)し、そのブロックごとに[集団](http://kotobank.jp/word/%E9%9B%86%E5%9B%A3)的に[転作](http://kotobank.jp/word/%E8%BB%A2%E4%BD%9C)し、これを、1年ごとに他ブロックに[移動](http://kotobank.jp/word/%E7%A7%BB%E5%8B%95)し、数[年間](http://kotobank.jp/word/%E5%B9%B4%E9%96%93)で地域内のすべてのブロックを循環する形態

## 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

「亀山市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想」の第4農業経営基盤強化促進事業に関する事項に定められた方向に即しつつ、本市の農業の地域特性、即ち、主穀経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行等の特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業等に積極的に取り組む。

農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

①利用権設定等促進事業

②農用地利用改善事業の実施を促進する事業

③農作業の受委託の実施を促進する事業

④農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

⑤その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

#### 担い手育成対策の推進

団塊の世代や意欲のある若者等、多様な人材が幅広く農業に参入できるよう、営農組織、地元企業等と連携し、農業技術や経営管理に関する情報や研修機会の提供を行う。また、地域農業の維持・発展を図るため、農業の担い手として中心的な役割を果たす認定農業者や集落営農組織等の意欲ある農業経営体の育成、農地の集積及び若者や女性による新規就農の促進を図ることとする。

#### 集落営農等の推進

土地利用調整や農作業を受託する集落営農組織の育成及び法人化の支援や多面的機能発揮促進事業の活用とともに、地域ぐるみでの営農体制づくりを促進する。

## 森林の整備その他林業の振興との関連

森林を保全・整備するにあたり、農林業をあわせた集落ぐるみの取組の中から労働力の確保を図り、地域振興に努める。

# 農業近代化施設の整備計画

## 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、古くからの基幹産業として、主穀中心経営を主体に、茶、果樹、畜産等が営まれている。しかし、兼業化や混住化、高齢化の進行、担い手の不足等、農業をとりまく環境は大変厳しいものとなっている。

このような中で、将来にわたって産地として発展していくためには、新たな付加価値の創出による他産地との差別化や販売戦略の構築が必要となっている。

さらに、安全、安心な食料の安定供給はもとより、環境に配慮した農業の展開や消費者視点の一層の重視が必要となっている。

そのため、消費者ニーズや地産地消の考えを踏まえた上で、担い手を中心とした地域農業の確立を図るため、土地基盤整備や近代化施設の維持管理に努める。

そして、地域資源を活用した特産品づくりや環境調査型の事業展開等を支援し、亀山市の特産品づくり等への取組を促進する。

### 主穀

主穀中心経営については、集落・地域を範囲とした水田営農システムを確立するとともに、農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地集積を加速的に進め、経営規模の拡大を促進する。特に、米の一等米比率の低下防止策として、施肥改善や病害虫防除に関する技術対策、水管理技術の励行、高温登熟性に優れた品種の導入を進める。また、実需者ニーズの高い麦、大豆の作付拡大や飼料用米、露地野菜の導入等、収益性の向上に向けた水田の高度利用を積極的に進める。さらに、麦・大豆の単収及び品質の向上を図ることにより、所得の向上を図る。

加えて、安定した雇用の確保や、さらなる経営規模の拡大を図るため、経営体の法人化を促進する。

また、省力化と低コスト化、作業の快適化を実現するため、直播栽培、乳苗移植、不耕起栽培、ドローン等による農薬散布、乗用管理機、肥効調節型肥料等の新技術の導入を図る。さらに、経営の実態に応じた施設活用を基本に、ライスセンターや育苗施設等の大規模共同利用施設の利用を促進する。

新たに農業を営もうとする青年等については、水稲、麦、大豆を中心に作業受託を推進する。また、農業施設機械の導入にあたっては、経営開始時の投資額を抑えるため、適正な規模・性能のものの導入や中古農業機械等の利用を促進する。

また、組織（法人）経営では、複数人が共同で経営を行うことにより経営面積を確保し、大型の農業機械施設の導入を図ることによる作業の効率化を進める。

### 茶

茶中心経営については、乗用型茶園管理機の導入による省力化と茶園の利用集積等による規模拡大を促進するとともに、製茶工場を核とした生産農家の系列化や協業化等、茶業経営の合理化に向けた取組を進める。

また、地域の特色や消費者ニーズを考慮した優良品種への改植を計画的に進め、茶葉の品質確保に努めるとともに、ＧＡＰ注2認証の導入の継続による生産工程管理の徹底を図り、安全・安心な茶生産を推進し「亀山茶」のブランド化を図る。あわせて、「青空お茶まつり」等の多彩なイベント等を支援し、「亀山茶」ブランドの積極的なＰＲ活動を推進する。

新たに農業を営もうとする青年等については、当面は大きな投資が必要な荒茶加工施設は導入せず、産地内の大規模製茶経営体へ生葉を販売する茶栽培部門経営を勧める。経営開始にあたっては、安定的な茶葉生産が可能な成木園で、かつ、機械化に対応できる優良な茶園の確保を進める。

また、茶園管理についても、投資額を抑えるために中古の乗用型茶園管理機の導入等により、生産コストの削減と省力化を進める。

注２　ＧＡＰ：農業生産工程管理（Good Aguricultural Practice）農産物の安全性確保、環境保全、経営改善等を目的として、生産者及び生産者部会等が共同して工程管理を行う手法

### 花き花木

花き・花木中心経営については、地域の条件や消費動向に応じた品目・品種の導入と作型の組み合わせにより、ほ場や施設の効率的な利用を進め、施設の高度化、機械化による省力かつ低コストな生産を進めるとともに、減農薬や効率的な施肥、生分解性資材の利用等による環境保全型の生産を進める。

花木経営では、サツキ、ツツジ類の安定生産を図るとともに、マット、コンテナ等を利用した根域制限生産を、花き経営では、消費者ニーズに対応した新しい品種導入による差別化等の取組を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を抑えるため、中古の施設機械の活用や、設備の簡素化を図るとともに、販売については、市場流通を基本としつつ、直売等販売方法の多様化に向けた取組を進める。

### 酪農

酪農中心経営については、高能力乳用牛群の整備、適正なふん尿処理及び堆肥の有効利用による自給飼料確保を推進するとともに、飼養衛星管理基準等の遵守徹底や農場ＨＡＣＣＰ方式注3の導入等により、衛星管理対策の強化と安全かつ高品質な生乳生産の取組を進める。

また、効率的な飼養管理方式（フリーストール、フリーバーン、ミルキングパーラー、搾乳ロボット、哺乳ロボット、ＴＭＲ（混合飼料）給与方式、自動給餌機等）の導入や改善により省力化、低コスト化を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、酪農ヘルパー制度注4を活用し、労力軽減及び繁殖管理技術の早期取得を促し、効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民の理解醸成を図る。

注3　農場ＨＡＣＣＰ方式：健康な家畜及び安全な畜産物を生産することを目的に、生産工程を管理する手法

注4　酪農ヘルパー制度：酪農家の休みを確保するため、ヘルパーが代わって作業を行う制度

### 肉用牛

肉用牛中心経営については、飼育規模の拡大、堆肥の有効利用と合わせた県内稲わらの飼料利用を進めるとともに、繁殖肥育一貫経営への転換や受精卵移植技術の活用等により和牛肥育素牛の確保に取り組む。

また、牛トレーサビリティシステム注5の的確な運用により、安全・安心な牛肉生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場ＨＡＣＣＰ方式の導入等による衛生管理対策の強化の取組を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等の利用を促進するとともに、稲わら等の地域資源を有効活用し、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、肥育期間が長期にわたるため、資金繰りが円滑にできるよう、経営管理能力の早期向上を図る。

さらに、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民への働きかけを行い、理解醸成を図る。

　　　　注5　牛トレーサビリティシステム：ＢＳＥまん延防止や国産牛肉に対する消費者の信頼確保を図るため、牛肉として消費者に提供されるまでの間、「個体識別番号」を正確に伝達し、表示する制度。

### 養豚

養豚中心経営については、優れた種豚や人工授精技術の導入、飼養技術や豚舎環境の改善等により、低コスト・高品質生産を推進するとともに、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場ＨＡＣＣＰ方式の導入等による衛生管理対策の強化や堆肥の有効利用の取組を進める。

畜産業の安定経営に向け、県や関係機関と連携し、豚熱等の感染症対策に取り組む。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、多額となる資金繰りに対応するため、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民への働きかけを行い、理解醸成を図る。

### 養鶏

養鶏中心経営については、需要動向に対応した自主的な計画生産を基本に、素びなや飼料の適正な選定、飼養衛生管理基準等の遵守徹底や農場ＨＡＣＣＰ方式導入による衛生対策、鶏舎環境の改善、堆肥の有効利用等により、低コストで安全・安心な鶏卵・鶏肉の生産に取り組む。

畜産業の安定経営に向け、県や関係機関と連携し、鳥インフルエンザ等の感染症対策に取り組む。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額をできるだけ抑えるため、空き畜舎等の活用やリース事業等を利用するとともに、特に多額の投資が必要となる卵選別包装施設は導入せず、原卵出荷を基本とし、早期に効率的かつ安定的な農業経営と同等の規模の確保をめざす。

また、畜産環境対策として、経営開始前から関係団体と連携し、地域住民への働きかけを行い、理解醸成を図る。

### 野菜

野菜中心経営については、地域の条件に応じた品目構成と作型の組み合わせや施設化を進めるとともに、農用地の有効活用や収益性向上の観点から、水田への作付けを促進する。

また、規模拡大や高齢化に応じた省力化、労働過重の軽減を図るため、移植、収穫、選別調製等の高能率作業機械の導入や、作業受委託、育苗作業の分業化を進める。

施設栽培においては、低コスト耐候性ハウスの活用、空きハウスや温室等、既存施設の有効利用等により投資額の低減を図るとともに、生産の安定化をめざしＩＣＴによる複合環境制御システム注6や養液栽培システム等の高度栽培施設の導入を進める。

また商品の高品質化、高付加価値化等に向けた取組を進めるとともに、出荷体制の整備を図る。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額を極力抑えるため、既存施設、中古機械の利用等を進めるとともに、多様な販売方法の実施や出荷流通経費の削減、付加価値を生かした有利販売等を進めることにより、所得の向上を図る。

　 注6　複合環境制御システム： 温度、湿度、日射、ＣＯ２等を測定し、それぞれ最適な状態にするため、暖房機や保温カーテン、換気や遮光を複合的に自動制御するもの

### （９）果樹

果樹中心経営については、需要動向に即した生産量の確保を基本としつつ、多様なニーズに応じた優良品種・系統の導入、地域の特色を生かした産地の育成を図る。

また、産地の競争力を高めるため、省力化に向けた生産基盤の整備や施設機械の導入、輸出向け果実の生産拡大を進める。

新たに農業を営もうとする青年等については、経営開始時の投資額の軽減を図るため、既存の園地や施設機械の借入または継承を進める。また、収益確保に向け早期成園化技術の導入、販路の拡大や販売方法の多様化等の取組を促進する。

## ２　生産基盤、加工・販売に関する計画

### （１）生産基盤

農業経営体の効率的かつ安定的な農業経営の実現に向け、生産の低コスト化や農業労働力の削減を目的とする農業生産を支える農業用施設の整備を進める。

水田については、用水管理の省力化に向けた水田の機能を生かしつつ、麦・大豆・飼料作物をはじめ畑作物の導入・定着を図るため、地域の営農形態に応じた用排水路の整備や施設の維持・管理に取り組む。

畑地については、野菜や花木、果樹、茶等の地域における産地の振興を図るとともに、適正な規模の集団化を進める。

また、中山間地域等においては、地形条件等を考慮した経済的な工法等、地域の立地条件を生かした基盤整備を進める。

### （２）加工・販売

農業経営体による自らの経営資源を生かした農産物加工、ＢtoＢ注7やＢtoＣ注8による直接販売、農家レストランや農泊ビジネスによる集客・交流事業、農商工連携注9や６次産業化注10による新たな商品の開発・販路拡大等に積極的に取り組むことを促し、雇用力のある農業経営体の確保・育成につなげる。

６次産業化に取り組む農業経営体は、中長期計画を明確にし、適切な衛生管理や経営管理を行うとともに、リスク対応の体制整備を推進する。また、労働力の適正配分等により、農業生産と６次産業化等、部門とのバランスのとれた体制の整備を進める。

市場出荷、実需者との契約生産、直売所や大規模小売店のインショップ注11による直接販売に加え、加工事業者や流通事業者との連携、大都市圏や海外等への販売等、多様な流通スタイルの確立により、販路拡大を図る。

注7　ＢtoＢ：企業間取引を意味し、企業が企業に向けて商品やサービスを提供する取引

注8　ＢtoＣ：企業が個人に対して商品・サービスを提供する取引

注9　農商工連携：農林水産業者と商工業者がそれぞれの有する経営資源を互いに持ち寄り、新商品・新サービスの開発

等に取り組むこと

注10　６次産業化：１次産業が、加工（２次産業）や流通販売（３次産業）等を経営に取り入れたりすること

注11　インショップ：ショッピング-センター等の店内に、専門店が出店する形式

## ３　６次産業化に関する計画

「亀山茶」をはじめ本市の特産品について６次産業化を推進していくため、農作物の付加価値向上への取組を支援するとともに、情報発信・ＰＲ等の広域展開を進めていく。

よって、次の事項に取り組んでいく。

### （１）「亀山茶」の６次産業化に向けた取組

本市で生産されたお茶を「亀山茶」として広く宣伝し、独自の全国ブランド名としての展開を図るため、茶業組合等、関連団体による取組や活動状況について、市ホームページや広報媒体等を通して、広く情報を発信するほか、茶農家の情報発信への支援を行う。

生産段階においては、消費者ニーズに適合する新品種の導入や、有機農業やＧＡＰ認証の導入等、生産管理の徹底による安心・安全な茶の生産を推進する。

加工・販売段階においては、茶の機能性成分を活用する等、消費者ニーズにマッチした高付加価値な新商品を開発し、道の駅やサービスエリア等での販売につなげるとともに、ホームページの開設やインターネット通販による販路の拡大及び地域ブランド化を推進する。

あわせて、茶摘み体験等の旅行商品や茶と地元特産品とを組み合わせたグルメメニューの開発等、幅広い視点で「亀山茶」の魅力を伝える機会の創出に取り組む。

### （２）その他の特産品の６次産業化

市内各所においては、地域の自然条件を活かした特産品づくりが取り組まれている。主な特産品は、自然薯、シソ、和牛、養豚、養鶏等の畜産物、梅等である。こうした特産品を活用して、農業経営体の所得向上に向けた生産・加工・販売の一体化や農村の多面的機能を生かした新たなビジネスを進める６次産業化への取組を支援する。

具体的には、生産主体である認定農業者や集落営農組織を確保・育成するとともに、企業参入や新規就農者等、外部人材の導入を推進し、生産基盤の確保を図る。

加工・販売段階においては、現状の生産・出荷という一次産業的形態から、生産品の加工・販売に至る６次産業の形態への転化を図り、地域産品の高付加価値化・商品化に取り組むとともに、地域ブランド化を推進する。

## ４　地産地消注12に関する計画

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売多様化への取組が進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が一層高まってきている。また、国では、地産地消を食料自給率の向上に対する重点的に取り組むべき事項として、「食料・農業・農村基本計画」の中に位置づけ、全国展開を積極的に推進している。

本市では、亀山茶カフェの開設やお茶まつりの開催等、市民と生産者の交流を図るとともに、「亀山っ子給食」等により地産池消の取組を進めている。

今後、食へのニーズの多様化がより一層進むと見込まれることから、引き続き地産池消を促進するとともに、ニーズの多様化に対応し、地元農畜産物の魅力を市内外に発信する必要がある。

よって、次の事項に取り組んでいく。

※注12　地産地消：地域生産地域消費（ちいきせいさん・ちいきしょうひ）の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源（主に農産物や水産物）をその地域で消費すること

1. 直売所

　生産者で構成される団体等が直売所の運営主体となった安全・安心な農産物の販売への取組を支援する。

1. 量販店等

　量販店等において、インショップや販売コーナーの設置等、地場農産物の販売協力を促す。

1. 学校給食

　学校給食において、米、麦、大豆、野菜、果樹等、地場農産物の使用を推進する等、地産地消の活動の拡大を図る。

1. 福祉施設

福祉施設において、病院や老人ホーム等での食事に地場農産物の利用を図る。

1. 観光

　観光において、地域独自の食材や食文化を提供・紹介し、観光地としての付加価値を高める中で、土産等への販売拡大を図る。

1. 外食・中食

　外食事業や中食事業注13において、農産物の安定供給の確保や、消費者ニーズに応える観点から、地場農産物を使用した活動を図る。

　　　※注13　中食事業：持ち帰り弁当や宅配弁当、デパ地下の惣菜、高齢者向けの食材宅配サービス等の製造・販売事業

1. 加工関係

加工関係において、地域の独自性にこだわった地場農産物を使用した商品開発等、様々な活動を図る。

1. 情報活動

　県や市等の行政機関が中心となって、地場農産物をさらに普及させるための情報提供、広報活動等を進める。

1. 交流活動

交流活動は、市や農業団体等が主体となり、地場農産物をキーワードとした活動を支援する。

## ５　農業近代化施設整備計画

○該当なし

## ６　森林の整備その他林業の振興との関連

○該当なし

# 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

## 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業所得の減少、担い手の減少や高齢化等、農業を取り巻く環境は非常に厳しくなっている。本市でも、この厳しい農業環境を背景として新規就農者は年間数名にとどまっており、今後さらに後継者不足や農業従事者の高齢化が進むと予想される。

このような中で、本市農業を将来にわたって発展させていくためには、新規就農者の育成・確保が最も重要である。そのため、国等の政策を活用し、農業生産技術や農業経営を実施習得する研修、新規就農にかかる初期投資を支援し、進んで就農できる農業・農村の環境づくりを関係機関・団体と連携し推進していく。

また、幅広い人材の育成・確保ならびに地区の実情に即した集落営農を含め、多様な農業経営の展開を図る必要がある。そのため、研修・教育制度の充実や就農等情報提供の充実、農村女性が持てる能力を充分に発揮できるよう家族経営協定、認定農業者や集落営農組織等の育成・確保、今後の担い手となる意欲ある若者等の新規就農や雇用就農、集落営農組織等への参画等を進め、多様な農業経営育成のための施策を関係機関との連携を図りながら進めていく。

## 農業就業者育成・確保施設整備計画

○該当なし

## 農業を担うべき者のための支援の活動

新規農業者の経営が円滑にスタートし、その後も継続されるよう、就農準備としての資金や農地の確保等の支援、指導を農協、農業委員会等関係機関と一体となって行う。

また、新規参入の促進とともに、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む必要がある。そのため、関係機関と一体となって、情報提供・就農相談機能の一層の充実、小・中学校における農業体験学習への取組促進、新規就農希望者・農業者等のニーズに沿った実践的研修を推進する。

さらに、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、労働時間については、他産業並みの労働時間を実現するため、経営規模に応じた機械化、省力技術の導入、作期分散、雇用の活用等により、計画的な労働時間の平準化と短縮化を図る。

特に畜産については、休日の取れるゆとりある経営を実現するため、関係団体との連携によるヘルパー制度の活用を推進する。

さらに、後継者や雇用労働者にとって魅力ある職場とするため、就業ルールの明確化や休日制、給料制の導入、社会保険への加入、福利厚生等の充実を図る。

## 森林の整備その他林業の振興との関連

特用林産物の生産等、林業との兼業を希望する就農者については、林業部門との連携を行いながら支援を図るものとする。

# 農業従事者の安定的な就業の促進計画

## 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

農地の利用集積化を図り、農業生産及び農業経営の合理化を促進し、中核的な農業従事者を確保するとともに、工場や企業等の誘致を促進し、安定した就業機会の確保を図る。

また、今後も、少子・高齢化がますます進む中で、地域経済を支え、若年層の定着化と雇用の創出のため、亀山市全体において地域振興策の展開を実施し、次世代農業の主軸となる農業経営体の確保・育成を図っていく。

（１）効率的かつ安定的な農業経営の育成

他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例を踏まえ、以下の目標を掲げ、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

（効率的かつ安定的な農業経営の目標）

|  |  |
| --- | --- |
| 年間総労働時間目標 | 主たる従事者１人あたり 1,800～2,000 時間程度 |
| 年間農業所得目標 | 主たる従事者１人あたり 400～500 万円程度  家族経営での目標所得　 500～800 万円程度 |

（２）新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成

農業経営への新規参入を促し、農業経営開始から５年後には農業で生計が成り立つよう、以下の目標を掲げ、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成とその定着を図る。

|  |  |
| --- | --- |
| 新規就農者数目標 | 10人 |

（経営開始から５年後に達成すべき農業経営の目標）

|  |  |
| --- | --- |
| 年間総労働時間目標 | 主たる従事者１人あたり 1,800～2,000 時間程度 |
| 年間農業所得目標 | 主たる従事者１人あたり 250～500 万円程度  家族経営での目標所得　 250～500 万円程度 |

## 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

### 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

市・農業委員会・農業協同組合等が、関係機関と緊密な連絡調整を図りながら、農業従事者に対する経営意向を把握するための対策や地域農産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会確保対策等を積極的に推進する。

### 後継者対策

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、意欲のある者が円滑に就農や事業継承ができるよう、相談機能や研修機会の充実を図る。

### 青年の新規就農者の増加に向けた対策

①　支援策の積極的活用

就農希望者に対して、本構想に基づいて青年等就農計画の作成を促し、青年等就農資金や農業次世代人材投資資金等を活用しながら経営力の向上を図る。

②　地域への定着に向けたサポート

新規就農者に対して、関係機関・団体と連携・協力し、営農に関する情報提供や相談対応を行う。また、地域農業の担い手として育成するため、市内の新規就農者や認定農業者との交流を促すほか、人・農地プランへの位置づけを積極的に促進する。

③　経営の発展に向けた支援

認定新規就農者について、青年等就農計画の達成状況を確認し、必要に応じて関係機関等と連携しながら栽培技術指導や経営指導等の支援を行うとともに、一層の経営力の向上を図るため、農業経営改善計画の作成を促すものとする。

### 農村女性が能力を充分発揮していくための条件整備の方針

農業の担い手としての女性の能力を充分発揮させるため、研修機会等の充実を図るとともに、農業経営における方針決定過程への女性の参画を促進する。また、女性が働きやすい環境を整備するため、休日制やヘルパー制度の導入等による農業従態様の改善を推進する。

### 地域農林水産物及びその他の地域資源の利活用による地場産業への就業機会の確保

地域の個性を活かした事業機会として、観光と農業、さらに地場産業との連携による都市住民との交流促進により、地域資源等を利活用した事業機会、就業機会の創出を図る。

## 農業従事者就業促進施設

○該当なし

## 森林の整備その他林業の振興との関連

農林業従事者の安定的な就業の促進を図る。

# 生活環境施設の整備計画

## 生活環境施設の整備の目標

### 安全性

市民の生命・身体・財産をあらゆる災害犯罪から守り安心して住めるまちづくりのため、防犯、防災、交通安全等について関係機関と協力しつつ体制と施設の整備に努める。

1. 近年、不審者等により子どもが被害者になり得る事案をはじめ、様々な街頭犯罪が発生している。様々な犯罪の発生を防ぎ、安心して暮らせるよう、防犯情報の発信や集落内の道路照明灯・防犯灯の整備等、防犯対策の強化を進める。
2. 災害発生時に、防災拠点の安全性の向上をはじめ、支援物資等の運搬ルートや避難路、ライフラインの確保を図るため、生活環境施設の耐震化に取り組む。また、災害による被害を最小に抑えるため、河川・ため池の改修や急傾斜地指定箇所の安全対策等、計画的な治山・治水対策を関係機関に働きかけるとともに、災害に強いまちづくりを進める。

### 保健性

農業集落排水は、建設段階から維持管理段階へ移行し、公共下水道についても供用面積が増加している。未整備地区の供用に向け整備を進めるとともに、供用済地区での接続率の向上と適正な施設の維持管理に努める。

また、本市では、１人１日当たりのごみ発生量が緩やかに減少しているとともに、ごみのリサイクル率も全国平均を上回る水準で推移している。ごみ処理施設については、基幹的設備の改良による長寿命化を進め、ライフサイクルコストの削減に努めるとともに、施設全体の適正管理と処理経費の節減に取り組む。し尿処理施設については、農業集落排水等の浄化槽汚泥に対応した処理機能の改善や基幹的設備の改良による長寿命化を進めるとともに、施設統合により効率化を図る。

### 利便性

市内外をつなぐ広域幹線道路については、地域の産業・経済活動や人の交流が活発化するよう、計画的な整備の実現に向け取り組む。また、道路の安全性や防災機能を向上させるため、歩行空間の確保や橋梁の耐震化を進めるとともに、集落内の農道の改善や生活道路の整備に取り組む。

### 快適性

自助・共助・公助の補完性の原理は、より良い地域社会を形成する上で重要な視点であり、地方分権社会の進展に伴い、ますますその必要性が高まってきた。家族形態やライフスタイルが多様化するなかで、以前に比べて地域における絆やつながり、交流が希薄化することが懸念されることから、地域コミュニティ活動の活性化を図るため、世代間交流や仲間づくりを促進する取組を支援するとともに、既存施設の有効活用も含め、活動拠点となる施設の整備・充実を図る。

有形的には集落の美化（下水処理等）、農村公園、児童遊園、老人いこいの場の維持管理を推進し、無形的には、近隣住民との連帯意識が希薄化していることから、相互のコミュニティの機能を高めるための協働を働きかけ、安心して生活できる地域の形成を図る。

### 文化性

中山間地域を中心に耕作放棄地が増加傾向にあるなか、水源のかん養や景観形成等、農地が持つ多面的機能に対する市民理解の醸成と、その機能を維持する環境づくりを進めていく必要がある。

環境学習を通じて、里山の必要性について市民理解の向上を図るとともに、市民主体・市民参加の里山の保全・再生活動を広げていけるよう取組を支援する。また、自然環境団体等と協働し、子どもたちが身近な自然にふれて環境に関する理解を深め、その大切さを学ぶことができる機会を提供する。

## 生活環境施設整備計画

○該当なし

## 森林の整備その他林業の振興との関連

本市の森林地域や里山地域での森林や農地の保全は、農林業の振興と大きな関わりを持っている。昨今の国内における農産物・木材産業の不況により農業や林業を離れる人が多くなり、農地や生産林は荒廃しつつある。また、戦後の造林施策が担い手不足と相まって森林の公益的機能の低下に拍車をかけている状況である。

今後は、担い手の育成・確保に努め、環境林においては、適正な間伐・枝打ち等を行う。さらに広葉樹の植林を行い、針広混合林を形成させ管理できるよう補助制度を検討する。生産林においても、適正な間伐・枝打ち等を行い、適正な整備・流通が可能になるように支援する。

また、グリーンツーリズム等を通して森林保全の重要性を伝え、市民・事業者・行政が一体となり公益的機能の強化を図っていく。

## その他の施設の整備に係る事業との関連

○該当なし

# 附図（別添）

１ 土地利用計画図（附図１号）　縮尺：1/25,000

２ 農業生産基盤整備開発計画図（附図２号）　該当なし

３ 農用地等保全整備計画図（附図３号）　縮尺：1/25,000

４ 農業近代化施設整備計画図（附図４号）　該当なし

５ 農業就業者育成・確保施設整備計画図（附図５号）　該当なし

６ 生活環境施設整備計画図（附図６号）　該当なし

７ 農用地利用計画図（附図７号）　縮尺：1/ 5,000